

事務連絡
令和2年4月18日

教派神道連合会 御中
公益財団法人全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人神社本庁 御中
公益財団法人新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟
事務局長 佐原 透修

(新型コロナウイルス感染症・関係情報)
宗教法人で「休業手当」を出した際の、「雇用調整助成金」の適用について

宗教法人が、労働保険の適用事業所(雇用保険や労災保険を支払っている)である場合には、今回の「新型コロナウイルス感染症」の関係で、常勤職員、非常勤職員(パートタイマーやアルバイト)を解雇せず、休業させ、「休業手当」を支給した場合、宗教法人も「雇用調整助成金」を申請することができます。

通常では、雇用保険を払っている職員に対してのみの支給なのですが、特例として、雇用保険の対象外であるパートタイマーやアルバイトに「休業手当」を支給した場合も摘要となることが分かりました。

別紙、文化庁宗務課が厚生労働省に確認し、情報提供くださいましたので、回送いたします。各関係団体、並びに、関係宗教法人にもご周知いただければ幸いです。

なお、申請期間が6月30日までとなっておりますので、労働保険加入の宗教法人には、都道府県労働局、または、公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせくださるようお願いいたします。

申請については、厚生労働省HPにございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html